

川崎市民間児童福祉施設建設費等補助要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 この補助金は、社会福祉法人（社会福祉法人認可見込みのある者を含む。）等が児童福祉法第35条第4項の規定により設置する乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設の施設及び設備整備等を対象とする。

2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は、補助対象事業者としないものとする。

(補助の必要条件)

第3条 補助を申請する施設は、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) その規模及び設備は川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）に定める基準を上回るものであること。

(2) 原則として、敷地が確保されているものであること。

(3) 建設に要する費用について財源措置が確実なものであること。

(補助の申請)

第4条 補助を申請するものは、補助金交付申請書（第1号様式の1又は2）

に次の各号に掲げる書類を添えて、市長あて提出するものとする。

(1) 設計費補助

ア. 事業計画書

イ. 土地の登記簿謄本又は土地の所有関係を明確にする書類

ウ. 設計に係る収支予算書

エ. 設計委託契約書

(2) 工事費等補助

ア. 事業計画書

イ. 工事請負契約書の写し

ウ. 工事見積書・仕様書・配置図・平面図・立面図・各室面積表・工程表

エ. 初度調弁見積書

オ. 設計・設計監理委託契約書の写し

カ. 当該工事に係る収支予算書

(補助の決定及び交付等)

第5条 市長は、補助の申請があったときは、補助申請について内容審査のうえ補助の適否及び金額を決定するものとする。

2 補助金は設計及び工事の進捗状況に応じて、実施検査のうえ市長が適当と認めた場合に交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、工事費の一部を前金払いにて支払うことができる。

3 補助金の額及び交付時期は、交付指令書により別途指示するものとする。

(補助金額等)

第6条 整備に係る建設費等補助は次の基準による。

- (1) 補助対象経費は別表1、別表2及び別表3に定めるものとする。
- (2) 補助金額は別表1、別表2及び別表3に定める本市補助基準額の4分の3以内とする。
- (3) その他市長が特に承認したもの。

(届け出等)

第7条 補助の決定を受けた者は次の各号に該当する場合には、遅滞なくその旨を書面にて市長に届け出なければならない。ただし、第4号及び第5号に該当するときは、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

- (1) 設計に変更を生じたとき。
- (2) 工事に着手したとき。
- (3) 工事を完了したとき。
- (4) 事業を変更したとき。
- (5) その他申請内容に変更が生じたとき。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に該当する場合には、補助の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助目的に反して補助金を使用したとき。
- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第7条の規定に反して届け出の手続きを行ったとき。

- (4) 第9条の規定に反して財産の処分を行ったとき。
- (5) 施設の事業完成が不可能となったとき。
- (6) 第2条第2項に該当することが確認されたとき。
- (7) 交付決定内容又はこれに付した条件その他の法令に基づき、市長の指示若しくは命令に違反したとき。
- (8) その他この要綱に違反したとき。

(財産の処分)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、または効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、または担保に供してはならない。

(事業実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完了したときは、60日以内に事業実績報告書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から適用する。

別表1 乳児院

(1) 本体施設建築費

新 設	基準面積	補助基準額
	定員1人あたり 29.5㎡	1㎡あたりの本市予算単価に左欄に定める補助基準面積を乗じて得た額。ただし、実行額が本市の補助基準額に満たない場合は実行額とする。
増築・改築	新設の場合に準じて市長が承認した面積	新設の場合に同じ
修繕	—	市長が承認した額

(2) 加算

施設に次の機能を附置する場合、次の面積を加算する。

種別	基準面積	補助基準額
年齢延長児受入居室	定員1人あたり7.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
一時養育	〔宿泊養育〕 定員1人あたり6.4㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
児童家庭支援センター	150.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ

(3) 設計費

(1)・(2) で定める補助基準額に3%を乗じて得た額

(4) 設計監理費

(1)・(2) で定める補助基準額に1.5%を乗じて得た額

(5) 初度調弁費

種別	補助基準額
本体施設	定員に当該年度予算単価を乗じた額
一時養育	定員に当該年度予算単価を乗じた額

(6) 調査費

施設種別	補助基準額
地質調査	当該年度予算額に拠る
電波障害調査	当該年度予算額に拠る
家屋調査	当該年度予算額に拠る

別表2 児童養護施設

(1) 本体施設建築費

	基準面積	補助基準額
新設	定員1人あたり 32.5㎡	1㎡あたりの本市予算単価に左欄に定める補助基準面積を乗じて得た額。ただし、実行額が本市の補助基準額に満たない場合は実行額とする。
増築・改築	新設の場合に準じて市長が承認した面積	新設の場合に同じ
修繕	—	市長が承認した額

(2) 建築加算

施設の建築条件によって次の設備等を附置する場合、次の面積を加算する。

種別	条件等	基準面積	補助基準額
階層加算	2階建て以上の建物で2階以上の階層に限る	1層につき41.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
階段		1箇所につき24.5㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
昇降機	人の運搬に限る	1箇所につき6.5㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
遊戯室	敷地内に屋外遊戯場が設置出来ない時に限る	50.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ

(3) 機能加算

施設に次の機能を附置する場合、次の面積を加算する。

種別	基準面積	補助基準額
一時養育	〔日中養育〕 定員1人あたり8.0㎡ または、市長が承認した面積 〔宿泊養育〕 定員1人あたり26.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
児童家庭支援センター	82.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
地域交流	100.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ

(4) 設計費

(1)・(2)・(3)で定める補助基準額に3%を乗じて得た額

(5) 設計監理費

(1)・(2)・(3)で定める補助基準額に1.5%を乗じて得た額

(6) 初度調弁費

種別	補助基準額
本体施設	定員に当該年度予算単価を乗じた額
一時養育	定員に当該年度予算単価を乗じた額

(7) 調査費

施設種別	補助基準額
地質調査	当該年度予算額に拠る
電波障害調査	当該年度予算額に拠る
家屋調査	当該年度予算額に拠る

別表 3 情緒障害児短期治療施設

(1) 本体施設建築費

	基準面積	補助基準額
新 設	定員 1 人あたり 41.0 m ²	1 m ² あたりの本市予算単価に左欄に定める補助基準面積を乗じて得た額。ただし、実行額が本市の補助基準額に満たない場合は実行額とする。
増築・改築	新設の場合に準じて市長が承認した面積	新設の場合に同じ
修繕	—	市長が承認した額

(2) 建築加算

施設の建築条件によって次の設備等を附置する場合、次の面積を加算する。

種別	条件等	基準面積	補助基準額
階層加算	2 階建て以上の建物で 2 階以上の階層に限る	1 層につき 41.0 m ² または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
階段		1 箇所につき 24.5 m ² または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
昇降機	人の運搬に限る	1 箇所につき 6.5 m ² または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
遊戯室	敷地内に屋外遊戯場が設置出来ない時に限る	50.0 m ² または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ

(3) 機能加算

施設に次の機能を附置する場合、次の面積を加算する。

種別	基準面積	補助基準額
施設内学級	492.0 m ² または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ

(4) 設計費

(1) ・ (2) ・ (3) で定める補助基準額に 3% を乗じて得た額

(5) 設計監理費

(1) ・ (2) ・ (3) で定める補助基準額に 1.5% を乗じて得た額

(6) 初度調弁費

種別	補助基準額
本体施設	定員に当該年度予算単価を乗じた額

(7) 調査費

施設種別	補助基準額
地質調査	当該年度予算額に拠る
電波障害調査	当該年度予算額に拠る
家屋調査	当該年度予算額に拠る